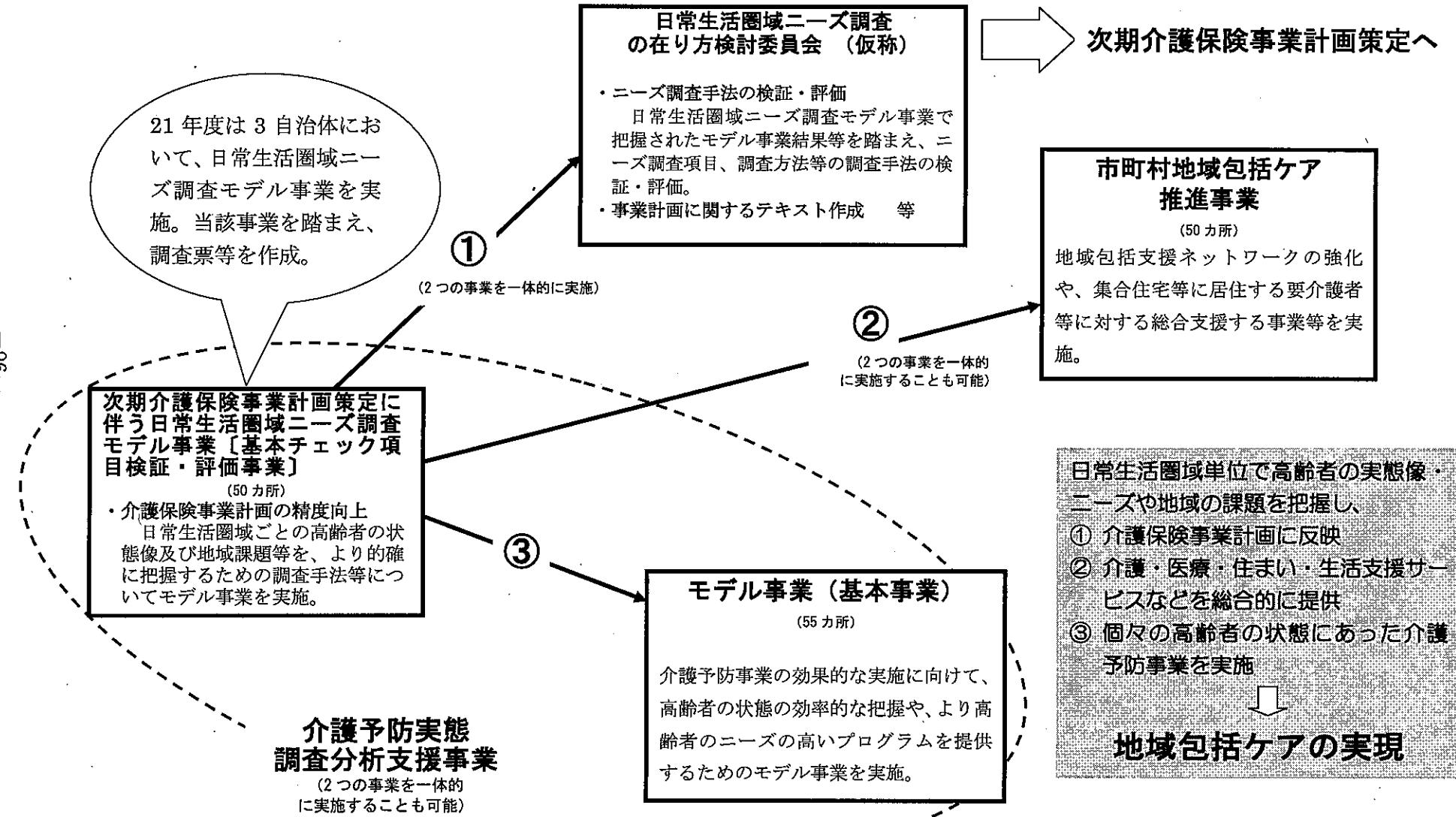


介護保険計画課資料

1. 地域包括ケアの実現に向けた関係事業の概要



2. 介護給付費負担金及び調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成20年度決算検査報告において、介護給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。

介護給付費負担金については、平成18年度から、介護給付費等の区分（施設等分・その他分）に応じて国庫負担割合が異なる取扱いとされたところである。今回の事例では、平成18年度及び平成19年度の介護給付費等の区分を誤り、国の負担割合が高いその他分を過大に算定するなどしたため、過大な交付が行われたことが指摘されている。

また、介護給付費財政調整交付金については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年同様の指摘を受けているところであり、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費を算定するにあたり、介護給付費等の数値を誤って計上するなどのケアレスミスによるもので、一部には算定対象月以外の月分を計上するなど制度の理解が不十分であると考えられる。

これらの誤りは、

- ① 算定にあたり改めて関係法令や交付要綱等を十分に確認するとともに、
- ② 申請の際にまとめて数値の検証を行うのではなく、毎月の数値について経過した月ごとに順次検証を行うなどの事前準備を行っておくこと、
- ③ 前年度数値との比較を行うなどの検証を行うこと等により回避することができるものと考えられる。

については、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告時における書類審査を厳格に行うことをお願いとする。

3. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について

- 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、介護保険法第176条のもとで介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置付けられている。さらに「運営基準」においては、国保連合会の事業者に対する指導及び助言の権限がうたわれるとともに、指導・助言を受けた改善内容の国保連合会への報告義務が盛り込まれている。
- 国保連合会に寄せられたサービス利用者、従事者等からの苦情及び通報情報等は、介護給付適正化事業においても重要な情報となり得るため、引き続き、各都道府県におかれでは、国保連合会が実施している苦情処理業務について財政面も含めた適切な支援及び協力を行っていただくとともに（国保連合会が実施している苦情処理業務に係る費用については、三位一体改革に伴い、平成15年度より一般財源化され、各都道府県に対して所要の財源が措置されているところ）、国保連合会と情報の共有化を図り、苦情及び通報情報等の的確な把握及び分析を行い、それらの情報を介護給付適正化事業に活用していただきたい。

介護保険法

第176条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

（中略）

二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、
指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上
に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居
宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予
防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

（後略）

指定居宅サービス等の人員の基準、設備及び運営に関する基準

第36条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの
苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要
な措置を講じなければならない。

（中略）

5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健
康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定
する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調
査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合に
おいては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の
改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。